

マイナンバーの届出にご協力をお願いします

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、平成 30 年 1 月からマイナンバー（個人番号・法人番号）を預貯金口座に紐付ける「預貯金口座付番制度」（以下、同制度）が開始されました。

同制度に伴い、金融機関では預金口座をお持ちのお客さまより、マイナンバーのお届出を求めていくことが必要となりました。

当行においても、法令に従い、下記のお取引においてお客さまのマイナンバーの提供をお願いすることになりますので、ご協力お願い申し上げます。

なお、既に当行にマイナンバーをお届けいただいたお客さまは、原則として再度お届けいただく必要はありません。

マイナンバーのご提示をお願いする主なお取引

預金取引全般（普通預金、当座預金、定期預金など）
投資信託・公共債など証券取引全般
マル優・マル特
財形貯蓄（年金・住宅）
国外送金（仕向・被仕向）

マイナンバーをお届けいただく場合の必要書類（①～③のいずれか）

- ① 個人番号カード
 - ② 通知カード+本人確認書類※1
 - ③ 住民票の写し(個人番号記載あり)（発行から 6 ヶ月以内のもの）+本人確認書類※ 2
- ※1 顔写真付きのもの（運転免許証など）は 1 点
顔写真付きでないもの(健康保険証、年金手帳など)は 2 点
※ 2 本人確認書類 1 点(顔写真の有無を問わず)

以上